

教育基本法第1条「教育の目的」

「教育は、人格の完成を旨とし、平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

教育を、個人の完成と国家、社会の形成者との、二つを旨とするため、自ら学びながら学校運営を進めて行きたいです。